

《資料》

明治前期における

三越家の相続

安岡重明

- (一八) 養嗣子願
 (一九) 譲与公証得依頼書
 (二〇) 建物譲与書
 (二一) 建家譲替願
 (二二) 建家譲替御願
 (二三) 建家譲与之証
 (二四) 支店御届書
 (二五) 支店御届書
 (二六) 廃業御届
 (二七) 新規地方税御鑑札願

三、小括

一 はしがき

- 一、はしがき
 二、三越の相続
 (一) 口上之覚
 (二) 廃嫡願
 (三) 送籍証
 (四) 入籍願
 (五) 戸主御届
 (六) 改名願
 (七) 復籍願
 (八) 送籍願
 (九) 絶家再興願
 (一〇) 御届
 (一一) 区内轉居御附替願
 (一二) 移転御届
 (一三) 大井家永代差入確証
 (一四) 後見人御届
 (一五) 戸主御届
 (一六) 廃家復籍願
 (一七) 廃家復籍御届

明治前期における三井家の家政改革、營業店制度の改革において、三越呉服店と三井物産会社は、別の家として分立した三井家の同族によって、三井本家の所有した三井銀行とは別の企業として分離して創立されたものであった。そのからくりについては、すでに拙稿「日本における財閥の原型—鴻池・三井を素材とした試論」(同志社大学人文科学研究所編、社会科学、第一卷三・四号、一九六六年)および「財閥形成史の研究」(近刊)において明らかにした。後者においては三越家および三越呉服店の三井本家側への回収過程についても述べたのであるが、紙数の制約もあって、本格的に取りあつたことができなかった。そこで本稿では、三越家の回収過程の一部を資料に則して明らかにしたいのである。最近、日本資本主義の発達と家制度に関する研究は長足の進歩をとげている。その発展の一助

ともなれば幸いである。順序としては、まず関係資料を紹介し、ついでそれについてかんたんに解説を加え、最後に評価をおこないたいと考えている。

二 三越の相続

三越家の家と営業との相続に関して財団法人三井文庫所蔵の三井家文書のなかに「三越調書」という資料綴りがあり、そこに一括して明治十年代の相続関係資料がとじられている。この資料だけでは明治五年の三越家分立のときの事情は不明瞭であるが、明治十六年末から同十七年はじめにかけての三越家相続人の変更のプロセスについて興味ある事実を明らかにしてくれる。

(一) 口上之覚

一 明治五申年五月 三越ト改正之事

商店元方

一 明治五申年五月ヨリ

田中 彦 七

同 八亥年六月迄

新井 庄兵衛

但シ明治八年六月限り元方引払之事

一 明治五申年同十五年迄

東京呉服店

御名儀

三越則兵衛様

一 明治五申年同本年ニ至迄

酒店御名儀 三越得右衛門様

一 得右衛門様御名儀ハ左ニ

明治五申年同十五年迄

西京紅店

鮎子田善兵衛

改名ニテ

明治十五年七月ヨリ東京呉服店御名儀

大井小助

改名ニテ

一 明治十五年七月ヨリ東京呉服店御名儀

三越得右衛門様ト御改称之事

一 明治十八年酉年当得右衛門様へ御譲替、同二十亥年八月申中東
京当店へ御入家被遊之事

一 明治五申年同御改正後本年迄呉服店取締被致之事

山岡 正次

右藤々御尋ニ付右ニ奉申上ル 以上

明治二十一年七月

森本九右衛門[㊦]

大元方 御中

明治二十一年のこの口上之覚はつぎのことを明らかにしている。呉服店が分離された明治五年には、東京呉服店の名儀は三越則兵衛に、酒店の名儀は三越得右衛門に切りかえられた。そして得右衛門の名儀は、明治五年から十年までは西京紅店の鮎子田善兵衛が改名して名のり、十年七月から同十七年十二月までは、東京店大井小助（山岡正次の別名、資料一二参照）が改名して継いだ。この十年七月には東京呉服店の名儀も三越得右衛門に変更された。現在（明治二十一年）の得右衛門へ譲替が行なわれたのは明治十八年であり、その得右衛門は明治二十年八月に東京店へ入家した。明治五年から二十一年までの間、呉服店取締は山岡正次であった。

しかし以下の諸資料の示すところによると、当得右衛門への譲替は明治十六年十二月か十七年一月である。以下については資料を一括してかかげ、そのあとで要約する。

(一) 廃嫡願

日本橋区南茅場町四拾番地一

平民

三越得右衛門

長男

三越政次郎
明治十四年二月三日生

長女

とし
明治十一年四月三日生

右三越得右衛門申上候、私長男政次郎義へ家名相続可為致し、未タ幼年殊ニ病身ニ付往々相続無覚束奉存ひ間、同人義ハ廢嫡仕度、就てハ長女としを以繼承可為致し、是以病身且家事都合も有之ニ付、右兩名共相廃シ度、就てハ私家名之義追て相当之者ヲ以相続為致し事ニ親戚一同協議相整ひニ付何卒願意御許可被成下置度、親戚連署此段奉願上候也

明治十六年第十二月十七日

右 三越得右衛門印

三越政次郎

とし

日本橋区本町貳丁目五番地

従弟 森本九右衛門印

同区南茅場町四拾番地

大井信 吉印

東京府知事 芳川顯正殿

前書出願ニ付奥印也

東京府日本橋区长 中山孝磨印

第二五〇四号

書面願之趣聞届候事

明治十六年十二月十九日

東京府知事 芳川顯正印

(三) 送籍証

上京区第貳拾七組

二条油小路町貳拾九番平民

三井元之助

二男 則兵衛
明治四年第十月十一日生

右今般貴区南茅場町四拾番地三越得右衛門之養嗣子ニ差遣し申度旨ニ候間及送籍也

明治十六年十二月十日

京都府上京区第廿七組戸長 西村源助印

東京日本橋区役所御中

(四) 入籍願

日本橋区南茅場町四拾番地

三越得右衛門養嗣子

三越 則兵衛

明治四年第十月十一日生

右ハ今般別稱送籍之通私養子ニ貰受ひ間御編入被下度則送籍証相添此段御届申上候也

明治十六年第十二月

日本橋区長 中山孝磨殿

〔五〕 戸主御届

日本橋区

南茅場町四拾番地

三越得右衛門養嗣子

三越 則兵衛

明治四年十月十一日生

右之者今般家督相統為致、自今已後戸主ニ致、私義ハ退隠仕、間、親戚連署此段御届申上外也

明治十六年第十二月

右

三越得右衛門印

三越則兵衛印

日本橋区本町式丁目五番地

森本九右衛門印

日本橋区南茅場町四拾番地

大井信 吉印

日本橋区長 中山孝磨殿

〔六〕 改名願

日本橋区南茅場町四拾番地

平民三越則兵衛幼年ニ付

後見養父

具服太物問屋

酒類受売問屋

三越得右衛門

右申上候養子則兵衛へ今般家督相統相譲外也、是迄私名義ニテ

商業上諸国取引致来外故、養子則兵衛名儀ニテハ營業差支不少

難渋仕外間、親戚協議之上私義ハ正次と改名仕、則兵衛義は得

右衛門と改名仕度旨、何卒特別之以御詮議御聞濟被成下置度、

此段連署奉願上外也

明治十六年第十二月廿二日

右

三越得右衛門印

戸主 三越則兵衛印

日本橋区本町式丁目五番地

則兵衛叔父

親 森本九右衛門印

同区南茅場町四拾番地

則兵衛從弟 大井信 吉印

東京府知事 芳川顯正殿

前書出願ニ付奥印外也

東京府日本橋区長 中山孝磨印

第二四三一六号

書面願之趣聞届候事

明治十六年十二月廿五日

東京府知事 芳川顯正印

〔七〕 復籍願

三越正次

天保四年六月廿四日生

妻

嘉永四年八月十二日生

長男 三越政次郎

明治十四年二月三日生

長女
 明治十二年四月三日生
 右申上ハ私義明治十年九月中先代得右衛門養子ニ相成本月迄相統罷在、然ル処今般養嗣子得右衛門ニ家督相続相讓ハニ付テハ親戚一同協議仕ハ処、私義ハ家族召連実家当区南茅場町四拾番地大井信吉方ハ復籍申ス事ニ協議相整ハ間、何卒特別之御詮議を以、前件願之通復籍御許可被成下度親戚一同連署此段奉願上ハ也

明治十六年十二月廿六日

右 三越正 次印

三越得右衛門印

日本橋南茅場町四拾番地

親戚 大井信吉印

同区本町式丁目五番地

同 森本九右衛門印

右差配人 春日秀郎印

日本橋区长 中山孝磨殿

〔八〕送 籍 願

日本橋区南茅場町四拾番地

大井信吉弟

養父正次 大井政次郎

長男 明治十四年十二月三日生

右ハ今般神田区休屋町拾三番地塩崎はる方ハ養嗣子ニ差遣ハ間送籍被下度此段奉願上ハ也

明治十六年十二月廿六日

右 大井信吉印

日本橋区长 中山孝磨殿

〔九〕絶家再興願

右差配人 春日秀郎印

日本橋区南茅場町四拾番地

大井信吉養父隠居

大井正次

天保四年六月廿四日生

妻 嘉永四年八月十二日生

長女 明治十二年四月三日生

右申上ハ私実叔父三重県下伊賀国上野二ノ町住山岡玄周ナル者元治元年二月中天婦共死亡嗣子無之、終ニ絶家仕ハ、依之今般私義家族ヲ連、該家を再興スル事ニ親戚一同協議相整ハ、就テハ当分南茅場町四拾番地空籍致度奉存ハ間、何卒特別ヲ以前件願意御聞濟被成下度親戚連署此段奉願上ハ也

明治十六年十二月廿七日

右

山岡玄周親戚 大井正次印

私二三ハ人ハ外無御座ハ 日本橋区南茅場町四拾番地

正次実家 大井信吉印

同

親戚 三越得右衛門印

同 本町式丁目五番地

森本九右衛門印

右差配人

春日秀郎印

日本橋区長 中山孝麿殿

〔一〇〕御 届

日本橋区駿河町七番地

三越得右衛門出店主

森本九右衛門

右申上候私義是迄駿河町七番地三越得右衛門出店主御座、処、今般都合寄右出店主相離し、御届申上、就てハ私義該町商店御届之義茂更ニ御書除被下度此段御届申上、也

明治十六年十二月廿七日

右

森本九右衛門印

三越得右衛門印

日本橋区長 中山孝麿殿

〔一一〕区内轉居御附替願

日本橋区南茅場町四拾番地

三越得右衛門

右ハ今般駿河町七番地へ移転仕、間、戸籍御書換被下度、双方連署此段奉願上、也

右明治十六年

右

三越得右衛門印

後見

山岡正次印

右差配人

春日秀郎印

駿河町七番地

差配人

五十嵐喜兵衛印

日本橋区長 中山孝麿殿

〔一二〕移 転 御 届

日本橋区南茅場町四拾番地

三越得右衛門

右ハ都合寄十六年十二月同区駿河町七番地へ移転ニ付、岸嶋四日市町拾三番地私支店肩書更ニ御書改被下度此段御届申上、也

明治十七年一月十二日

右

三越得右衛門印

駿河町七番地差配人

木村嘉兵衛印

京橋区長 林厚德様

〔一三〕大井家永代差入確証

一明治五申年改革之節店內一同協議因テ三井家營業履行シ三越名称ヲ創立シテ商業陸統際協議之上西京紅店手代船子田善兵衛殿ヲ以得右衛門ト改名シ相統来、再明治十年九月改正一同協議之上東京呉服店手代之内呉服・酒店トモ主管可致儀ト熟議、該主任拙者ニシテ得右衛門名称ヲ可懸儀、許ニ付拙者戸主トナリ相統来、今般一同協議決定之上、三井高生、二男三越則兵衛様儀御復籍之上戸籍上拙者妻子トナシ、夫ヨリ戸主トナシ得右衛門様ト改称、拙者ハ生家へ復籍之上、都合寄絶家再與山岡正次ト改性、就てハ明治十年九月同十六年十二月迄名義中年、交際費頂戴、尚又勤勞為賞金額五百円也御惠投被下難

有拝受仕、然ル上へ向後戸籍上親子タル人理ヲ以請願助成等ヲ申立、理ハ子ニ孫ニ至迄毛頭無之儀ハ勿論、独断ニシテ金銭貸預リ契約等ニ捺印致シ儀ハ店禁確守ハ付一切無之、

〔一行不明〕
明治十七年第一月五日

大井小助事
山岡正次印

妻 正次印

長男 政次郎印

大井信吉印

右書記
夏目正之助印

三越得右衛門殿

〔一四〕 後見人御届

日本橋区駿河町七番地

三越得右衛門

右後見人
同区南茅場町四拾番地

山岡正次

右三越得右衛門丁年未滿ニ付私義後見仕、間此如御届申上、也

右
三越得兵衛門

後見人
山岡正次

日本橋区長

〔一五〕 戸主御届

日本橋区南茅場町四拾番地

三越得右衛門妻勝子

三越則兵衛

明治四年十月十一日生

右之者今般家督相続相致、処、幼年ニ付私義後見仕、間親戚連署此如御届申上、也

右
三越得右衛門

三越則兵衛

日本橋区本町式丁目五番地

森本九右衛門

同区南茅場町四拾番地

大井信吉

差配人

春日秀朗

日本橋区長 中山孝麿殿

〔一六〕 廃家復籍願

上京区第廿四組冷泉町拾七番地

三越則兵衛

明治四年十月生

右私義元之助二男ニシテ三越之家跡相続罷在、処、将来之維持不相立、間、親戚協議之上今般廃家致し実家上京区第廿七組西大黒町三井元之助方へ復籍仕度ハ付、願意御聞届被成下、様奉願上、依而戸籍写相添親族連署ヲ以此段奉願上候也

明治十六年十二月四日

右

三越則兵衛

上京区第廿七組西黒大町第廿九番戸平民

三井元之助(高生)

上京区第廿七組二条油小路丁八番戸平民

親族総代 三井八郎右衛門(三井)

前書之通申出候ニ付依而奥印仕候也(カ)

上京区第廿四組

戸長 伊東吉作(印)

上京区長 杉浦利貞殿

庶第一八七三号

書面願之趣聴届候事

明治十六年十二月四日

京都府上京区長 杉浦利貞(印)

〔一七〕 麿家復籍御届

冷泉町拾七番戸

三越則兵衛

右私義今般願濟之上家名ヲ廃止上京第廿七組西大黒町廿九番戸
実家三井元之助方々復籍仕ハニ付送籍御取斗願上候也

明治十六年十二月六日

右 三越則兵衛

上京区第廿七組西大黒町廿九番戸

三井元之助

右之通申出候ニ付依テ送籍券御執計及御依頼ハ也

総代 清水正太郎

上京区第廿四組

戸長 伊東吉作殿

〔一八〕 養嗣子願

上京区第廿七組西大黒町

三井元之助二男

三井則兵衛

右ハ今般親戚協議之上東京府下日本橋区南茅場町四拾番地三越
得右衛門之養嗣子ニ差遣シ申度ハ条御送籍被下度此段奉願ハ也

右 三井元之助(印)

三井則兵衛(印)

上京区第廿七組二条油小路八番戸平民

親戚総代 三井八郎右衛門(印)

上京区第廿七組

戸長 西村源助殿

〔一九〕 讓与公証御依頼書

一上京区第廿四組冷泉町第五十九番地ニ在之私所在建物拾六棟
今般東京府日本橋区駿川町三越得右衛門江讓与候ニ付御規則
之通公証御執計被下度、尤親族共示談濟之上取究候義ニ付後
日故障等一切無之ハ、依而此段御依頼仕ハ也

明治十六年十二月廿日

上京区第廿四組冷泉町

三越則兵衛

東京府日本橋区駿川町

三越得右衛門

前書之通申出外ニ付奥印仕外也

石町

総代 清水正太郎

上京区第廿四組

戸長 伊東吉作殿

〔二〇〕〔建物譲与書〕(原文は無題)

上京区第廿四組室町通二条北へ入

冷泉町第五十九番地ニ在之

一建物拾六棟

但別帛図面如ク造作其他附属物等而従前ノ俣

右建物我等所在ニ在之候処、今般其許殿江讓渡候処実正也、右

ニ附親族其他違乱妨申者毛頭無之候、為後日讓与證依而如件

建物讓主 三越則兵衛

三越得右衛門殿

右建物の之地所拙者所在ニ相違無之候也

右地所々有者 中塚徳三郎

〔二一〕 建家讓替願

一今般都合ニ寄御町内七百五拾三番地建家並ニ土蔵親族東京府

下日本橋区駿河町三越得右衛門江讓渡度外間此段御取計奉願

上外也

明治十六年十二月七日

讓主 三越則兵衛

堅大恩寺町

總代御中

〔二二〕 建家讓替御願

一今般都合ニ寄町内七百五拾番地之建家並ニ土蔵共親族東京府下

日本橋区駿川町七番地三越得右衛門江讓渡度外間、奥印成被

下度此段奉願上候也

明治十六年十二月七日

上京区第廿四組冷泉町拾七番戸

三越則兵衛

上京区第廿三組

戸長 山藤九郎兵衛殿

〔二三〕 建家讓与之証

明治十六年十二月 日讓与

上京第廿三組堅大恩寺町七百五拾三番地借地

一建家 三箇所 但壹株

一土蔵 七株

此建坪總計百拾七坪也 別帛図面之通

書面建家土蔵悉皆親族之廉ヲ以テ今般讓与致外朱保持可有之

外、此件ニ付外親族共ハ勿論他ニ於故障之筋毛頭無之候、為後

日讓与之証如件

上京区第廿四組冷泉町拾七番ニ住

讓主 三越則兵衛

三越右得衛門殿

明治十六年十二月 日首掲建家土蔵共三越則兵衛ヨリ讓受

所在候也

東京府日本橋区駿川町七番地

三越得右衛門
前書七拾五拾三番地拙者所有無年期貸渡置候儀相違無之候也

上京区〔以下不明〕

地主 永井太次郎

前書授受為シタルヲ公証候也

戸長交代中代理

用口 若井徳兵衛

〔二四〕 支店御届書

東京府日本橋区駿川町七番地

呉服商 三越得右衛門

右私儀今般其御町持家江支店致仕ニ付名人辻川新三郎成ル者

江為致支配外間此段御届也

明治十六年十二月廿二日

三越得右衛門

京都府上京区第廿八組嶋藥師町

辻川新三郎

京都府上京区第廿四組冷泉町

総代 清水正太郎殿

〔二五〕 支店御届書

東京府日本橋区駿川町七番地

呉服商 三越得右衛門

右私義今般其御組冷泉町拾七番戸持家江支店致仕ニ付名人辻

川新三郎成ル者江為致支配外間此段御届也

明治十六年十二月二十二日

右 三越得右衛門

京都府上京区第廿八組嶋藥師町

辻川新三郎

京都府上京区第廿四組

戸長 伊東吉作殿

〔二六〕 廃業御届

上京区第廿四組冷泉町拾七番戸平民

三越則兵衛

一呉服卸売商

右今般廃業仕仕ニ付御鑑札返上仕候也

右 三越則兵衛

前書之通相違無之候也

戸長 伊東吉作

上京区長 松浦利貞殿

〔二七〕 新規地方税御鑑札願

上京区第廿四組冷泉町拾七番戸

東京府日本橋区駿川町七番地平民

三越得右衛門支店

一商業 六等 呉服卸商

老簡年上リ高見襦〔カ〕五百拾三円

但明治十五年一月以後三ヶ月以上同業相管候儀無之候

右之通相違無之候、今般開業仕度候条当下半年分地方税金貳拾

五円上納仕外間御鑑札御下付被下度候也

明治十七年一月四日

右支配人 辻川新三郎

右之通相違無之候也

上京区長 松浦利貞殿

戸長 伊東吉作

地方税上納證

一金貳拾五円

呉服卸売商六等
拾六年度下半年分新規營業稅

右今般新規開業御鑑札奉願□□ニ付上納仕候也

明治十七年一月四日

上京区第廿四組冷泉町拾七番戸

東京府日本橋区駿川町七番地平民

三越得右衛門支店

支配人 辻川新三郎

戸長 伊東吉作

上京区長 松浦利貞殿

明治十七年十二月十七日に、日本橋区茅場町四十番地の三越得右衛門からその長男政次郎（三才）および長女とし（大才）の廃嫡願が出された。その理由は長男については「幼年殊ニ病身」、長女については「病身かつ家事都合も有之」となっている。そして家名相続は追って親戚一同の協議が整っているから御許可願いたいといっている。出願先は東京府知事である。そして同十二月十九日には早くも許可されている（二）。

三越得右衛門の養嗣子である三井元之助二男則兵衛（当時十三才）の送籍証の日付は十六年十二月十日であって、廃嫡願の出される七日前である（三）。おそらくつぎの入籍願（四）も戸主御届（五）も送籍証・廃嫡願と同時に提出されたと思われる。

戸主御届は得右衛門から養嗣子則兵衛への家督相続の届である。これは日本橋区長へ出されている。これらを見ると廃嫡願のみ知事であり、取扱いが嚴重であったと思われる。つぎの改名願（六）は家督相続に伴うものである。養子則兵衛に得右衛門を襲名させ、得右衛門は正次と改名した。改名願も日本橋区長を通じて府知事に提出されている。出願が十二月二十二日、許可が同二十五日で、非常に速い。こうしてのちに山岡正次となる三越得右衛門の家督は、三井元之助二男則兵衛へ完全に譲渡され終ったのである。

この相続が完了した翌日の十二月二十六日、三越正次（五〇才）、妻てい（三三才）、長男政次郎、長女としの四名は、大井信吉方へ復籍した（七）。復籍というからは、明治十年の名儀変更のとき（一三参照）、三越正次は、大井信吉方から出て三越得右衛門の養子になったのであろう（七参照）。同二十六日には、正次の長男大井政次郎は神田の塩崎はる方へ養嗣子にやられた。さきの廃嫡願において病身で家督相続できないといっていたことは、廃嫡のたんなる口実であったことがわかる。残る正次・てい・としの三名は、その翌日の二十七日に、元治元年に絶家した伊賀国上野二ノ町山岡玄周の跡を再興したいと願いでている。（一一）の資料では正次は山岡と名のっているから、これは直ちに認められたことになる。

（一〇）の「御届」では駿河町七番地の三越得右衛門出店主であった森本九右衛門は出店主をやめている。これは、三越得右衛門が南茅場町四〇番地から駿河町七番地へ移転したことに伴う

ことであつたと思われる〔一一〕。

〔一三〕の「大井家永代差入確証」は明治五年以降の三越家の相続の大綱をよく明治している。すなわち、明治五年に三越家が創立されたときには、手代鮎子田善兵衛が三越得右衛門と改名して相続し、明治十年九月になって、大井小助(山岡正次)が得右衛門を襲名し、呉服店・酒店を主宰した。十六年十二月になって三井高生・三男三越則兵衛を三井高生方へ復籍させ(後述)、あらためて正次の養嗣子とし、得右衛門を襲名させたのである。したがって戸籍上は手代正次が養父になったのである。通常時ならとても起りえない現象であるが、明治前半の変革期には、このように変則的な事態が生じたのである。そのため、あとあと、それを理由に請願などされては困るので、この差入証を出させたものであろう。

資料〔一六〕以下によると、三井元之助二男則兵衛が明治六年十二月十七日に三越得右衛門家を養嗣子として相続する前に、ひとつの処置がとられている。則兵衛はそれまでに(恐らくは明治五年の三越家創立にさいし)三越家を相続していたが、三越得右衛門の養嗣子となる直前の十二月四日に、それまで相続していた三越(則兵衛)家を廃家し、三井元之助方へ復籍することを願ひ出て即日許された〔一六〕。二日のちの十二月六日には、廃家復籍届を出した。そして、その上で三井則兵衛を三越得右衛門方へ養嗣子にやる手続きをとつたのである〔一八〕。そしてこの手続きがとられているかたわら、三越則兵衛から三越得右衛門へ多数の建家・土蔵が譲与されている。すな

わち、(一)堅大恩寺町七百五拾三番地の建家及び土蔵は十二月七日に、(二)上京区第廿三組七百五拾番地の建家及び土蔵も十二月七日に、(三)上京区第廿四組冷泉町第五十九、第六十番地の建物十六棟は十二月二十日に、いずれも上京区第廿四組冷泉町拾七番地の三越則兵衛から東京府日本橋区駿河町七番地の親戚三越得右衛門へ譲渡されたのである〔一九—二三〕。これらは、養嗣子則兵衛の持参財産の性質をもっていることは明瞭である。形式的には三越則衛家の廃家であつた。

そして相続襲名した三越得右衛門は冷泉町の持家を東京呉服店の支店とした〔二四、二五〕。一方それまで上京区第廿四組冷泉町十七番地で呉服卸売商を営んでいた三越則兵衛は十二月二十九日に廃業した〔二六〕。しかし、新規地方税御鑑札願〔二七〕によると、冷泉町一七番戸の店は、翌七月一日四日に三越得右衛門の支店として呉服卸商を再開している。結果として三越則兵衛の出店は別の家の三越得右衛門の支店となつた。両者が事実において同一人であつたことは、いうまでもない。

以上の経過を要約すると、明治五年三越家創立にあたり、三越則兵衛となつた三井元之助二男則兵衛は、明治十六年十二月四日に三越家を廃家して三井元之助方に復籍し、あらためて十二月十日、東京日本橋南茅場町の三越得右衛門方へ養嗣子として送り出された。三越得右衛門の長男、長女の廃嫡願いの日付は十二月十七日で、得右衛門の襲名が十二月二十二日であるから、則兵衛の入籍はこの五、六日の間であつただろう。先代得右衛門(大井小助)は山岡正次を名のり、養嗣子得右衛門の後

見人となった。こうして、三越則兵衛家と三越得右衛門家は當時の戸籍制度を利用して合併されたのである。手統上は三越則兵衛家の廃家だが、実質的には彼によって三越得右衛門（山岡正次一家）が押し出されたのである。

明治六年三月の呉服店讓狀によると、三越則兵衛、三越喜左衛門、三越得右衛門の三名が連署している（前掲「日本における財閥の原型」一〇〇—一〇一ページ）。得右衛門は最初は鮎子田善兵衛、のち山岡正次であったから、大体様子がわかつているが、三越喜左衛門については不明である。恐らく三越を三家も創立したのは、危険分散の意味があったであろう。この資料紹介では、のち三井十一家の一家となる三井得右衛門の前身三越得右衛門家の成立過程にある程度の照明をあてえた。

三井五本家のひとつ三井元之助の二男によって相続された三越得右衛門家は、形式的にはまだ三井十一家にはいっていないが、実質的には三井同族の監督下にあった。当時のものと思われる次の文書は、そのことを示している。

「一得右衛門印形ハ係り役同苗エ預り置事

一三越家同苗之内三名ヲ定メ内式名ヲ後見人トス

高喜
元之助

源右衛門

〔竹箋〕後見人ハ親族ノ協議ニヨツテ親族中ヨリ選定スヘキ
ハ勿論ト被存候

業務ノ点ハ部代理ノ精實ニ相成哉ニ被存ハ聞是ハ雇人手代

ノ内ニ而差支無之事と被存候
後見人は丁年未滿ニ限ルヘクト被存ハ得ハ年限ヲ定メ置方
可然

後見人ハ親族ニシテ相談役ヲ設ケテ是ニ推選致テハ如何
一三越家に関スル相談役

西邑虎四郎

一三越家後見人並係役ト雖トモ重大之事件ハ同苗一同ハ共議、
附スル事

一三越家重役改任之上ハ直チニ全体之改正ニ着手スル事

以上の経過をみれば、三越家の三井家への復帰という形で、三井家の分割された諸營業が統合されるのも、時間の問題であった。

三小 括

以上の事件について、戸籍法上深い関係ある条項を掲げて予こし検討してみたい。三越得右衛門（正次）が実子を廃嫡にして養嗣子を迎えたことは、京都府の明治九年七月の法令では一定の条件があれば許されることになっている。しかし、東京府の明治九年十月の法令によれば、合家は禁止されたから、戸籍に抵触しないように、三越得右衛門の相続にあたって複雑な手続きがとられたのであろう。廃嫡された子女の他家への縁組・相続は、明治二十九年十二月の府令では出願により許可されることになっている。

〔一〕明治前期京都府戸籍法令集 明治九年七月六月、第二九

平民ノ輩、一家ノ都合ニヨリ長男ヲ分家セシメ、或ハ養子ニ差遣シ、長女ニ三男ニ家督ヲ譲リ、或ハ実子アル者養子ヲ以テ相続人トシ、或ハ子女アルノ寡婦夫ヲ迎ヘテ前夫ノ跡相続人ト定ムル等ノ儀ハ有間敷次第ニ候処、旧来ノ慣習ニテ自由ニ任セ不苦儀ハ有間敷哉ニ相聞ヘ無謂事ニ候、右ハ長男廢篤疾カ又現実極貧ニシテ実子アルトモ幼少ナルカ、又寡婦極貧ニシテ其子女幼少後見スヘキ者モ無之等ノ類、不得止情実有之者ニ限り親族協議之上、其事由詳細書認、連署願出候得ハ、詮議ヲ遂ケ差許儀モ可有之候条、此旨相心得向後猥之取計致ス間敷事

右之趣為心得管内ヘ無洩相達者也

(福島正夫編、「家」制度の研究、資料篇二、四四五頁)

〔二〕明治前期東京府戸籍法令集 明治九年一〇月三日

人民營業上都合ヲ以、其子弟ヲ一時別居為致候節、規則不心得ヨリ竟ニ分籍イタシ候向往々有之哉ニ相聞ヘ、右ハ現今合家被禁候上ハ他日大ニ不都合ヲ生ズベク候条、自今別居願出候節ハ一時別居ト分籍別戸ノ區別詳細相尋、混同不相成様一層注意可取扱、此旨相達候事

(同、「家」制度の研究、資料篇三、五四九頁)

〔三〕明治二九年一二月九日京都府令第六七号

幼年戸主退隠ノトキ及ヒ退隠若クハ廢嫡願濟ノ独子女ヲラシテ他家ヘ縁組相続又ハ結婚セシムルトキハ予メ其事由ヲ具シテ出願スヘシ

(同書、資料篇三、四四六頁)

三井家は民法・商法の公布にあたって、それまでに分立させた三越呉服店と三井物産会社をいかにして三井家に回収するかについて、相当の考慮を払った。同時に共有財産であった三井家の營業資本の所有形態をどうするかについて、一方ならぬ研究を重ねていた。その一端は、拙稿「旧商法の施行と三井諸企業の改組」(同志社商学、第十九卷第五号、一九六八年)で明らかにした。共有財産が三井各家の個人財産に分割されることを極力回避しようとした。個人の権利能力を承認し、すべての財産に対し個人財産として自由な性質をもたせながら、一方戸主に財産を集中させることは、明治民法の苦慮した点であるが(利谷信義「家」制度の構造と機能―「家」をめぐる財産関係の考察」、社会科学研究、第一三卷一・三合併号、一九六一年、第一三卷第四号、一九六二年)、民商法公布施行前の三井家もまた、同じ悩みを味わったのである。三越得右衛門が三井家の一家に加えられ、三越呉服店が回収されて三井家の直系事業となる過程については「財閥形成史の研究」においてのべたのでここでは省略する。

江戸期および明治前期の諸企業は、はたして三井家のように戸籍制度を利用して財産の危険分散をやらなかったであろうか。たまたま三井家については貴重な資料が残されているので、まことに興味深い事実がわかったのであって、今後注意して調べると、同様の事例が発見されるであろう。そしてわが国の相対的に独自の企業形態史が明らかになっていくのではなからうか。

(一九六九年七月一八日)